

# 不法投棄から 美しいまちを守ろう



山林や空き地、河川などに廃棄物などの「ごみ」を捨てる不法投棄が後を絶ちません。「ごみ」が不法に投棄された地域は、美観を損なうばかりでなく、悪臭が発生したり地下水が汚染されるなど、生態系や日常生活にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

不法投棄は、犯罪です。皆さんにご協力を頂き、「ごみ」のない美しい住みよいまちづくりを進めましょう。

今月の焦点では、不法投棄の現状や市が行っている取り組みについて、お知らせします。

**■不法投棄とは？**  
不法投棄とは、廃棄物などの「ごみ」をルールに従わずに捨てることです。

**■不法投棄の現状**  
「処分費用がもつたいない」、「分別や施設に運ぶのが面倒」など、自分勝手な理由で河川敷や山林の道路脇など、人けのない場所に生活ごみや家具、電化製品などの廃棄物が不法投棄されています。

左の表は、平成23年度から25年度の3年間に不法投棄された件数です。

投棄場所	年度	平成 23	平成 24	平成 25
ごみステーション		51	31	73
山林、道路、河川敷など		69	55	106
計		120	86	179

## ■不法投棄をさせない

管理が行き届いていない場所、物が散らかっている場所などは、不法投棄される傾向にあります。

土地の所有者・管理者には管理責任があり、廃棄物が不法投棄されたときは、適正に処理しなければなりません。

フェンスや看板の設置、日頃の整理・整頓などにより、不法投棄をさせない環境づくりが必要です。

## ■不法投棄からまちを守ろう

みんなが住みよく、きれいなまちになるよう、市では、ごみを出すときのルールを定めています。依然として不法投棄が後を絶ちません。

山林や空き地、河川などには、電化製品や家具などが捨てられています。このような行為は、地域の美観を損なうばかりか、生活環境や自然環境も悪化させる大きな原因になります。

## ■市が実施している対策

市は、ごみを出すときのルールが守られるよう、適正ごみ処理推進員制度を導入しています。

適正ごみ処理推進員は、担当地区を巡回して、ごみステーションの実態調査や、市の清掃指導員と連携して、啓発活動や指導を行っています。

この他に、不法投棄が多発する道路や公園、山林などは巡回パトロールを実施し、市と所有者・管理者が連携して不法投棄の防止に努めています。

※市は、不法投棄の現場で投棄者が判明したとき、警察に通報して厳しく対応しています。

**■不法投棄を見かけたら**  
不法投棄を見かけたときは、千歳警察署か千歳市環境センターの不法投棄専用ダイヤルまたは廃棄物対策課まで通報してください。

【通報内容】

- 1 発見した日時と場所
- 2 廃棄物の種類と量
- 3 自動車や人物に関する情報
- 4 通報者の住所、氏名など

●千歳警察署 (42)01110  
●千歳市環境センター  
不法投棄専用ダイヤル  
0120(538)742  
23)21110

廃棄物対策課

## ■野焼きはやめましょう

「少しだから燃やせばいい」と、庭先などで廃棄物などの「ごみ」を焼却していませんか。

「地面に穴を掘って焼却」、「ドラム缶焼却」、「ブロック積み焼却」は、野焼きと同じです。

このような行為は、付近に居住する方の迷惑になるばかりか、有害物質の発生原因にもなりますので、絶対にやめましょう。



## ■空き缶などのポイ捨て禁止

空き缶、空きびんなどの「ポイ捨て」は、まちや自然を汚しています。

「自分だけなら」、「少しくらいなら」、「通り道だから」という安易な気持ちで「ポイ捨て」するのはやめましょう。

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (投棄禁止)**  
第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

**(焼却禁止)**  
第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。  
1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却  
2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却  
3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

**(罰則)**  
第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
14 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者  
15 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

**北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例**  
第8条 何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。  
第16条 違反した者は、2万円以下の過料に処する。

**千歳市廃棄物の処理等に関する条例**  
第27条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。



# ごみステーションは、 ルールを守り、きれいに使いましょう！

## ■不適切なごみが出された「ごみステーション」



※燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ、4種資源物をきちんと分別して、決められた曜日の朝、ごみステーションに出しましょう。

## ■大型ごみが出された「ごみステーション」



※ごみステーションは、ごみを勝手に捨てる場所ではありません。ルールを守り、ごみの散乱や悪臭の発生を防ぎましょう。

※大型ごみ、使用済み小型家電、集団資源回収物などは、ごみステーションに出せません。

※会社、商店、工場などの事業所から出るごみは、事業ごみですので、ごみステーションに出せません。

※千歳市内から出るごみを市外へ持ち出すこと、市外からごみを持ち込むことはできません。



お問い合わせ

廃棄物対策課  
廃棄物対策係

☎ (23) 2 1 1 0

## ■ごみをごみステーションに出すときは、

- 決められた収集日  
(朝8時30分まで)
- 決められた場所に
- きちんと分別して  
指定ごみ袋で



### ◎ ごみステーションに出せるもの

品目	種類
燃やせるごみ	生ごみ、紙くず、草・木類、在宅医療の安全な注射針など
燃やせないごみ	プラスチック製品、皮革製品、ゴム製品、陶器、金属など
プラスチック製容器包装	プラスチックボトル、パウチ、トレイ、菓子袋、ネット（プラスチック製）など
有害ごみ	電池、体温計（水銀入り）、蛍光管、スプレー缶・カセットボンベ・ガスライターなど
4種資源物	ペットボトル、トレイ等発泡スチロール、びん、空き缶

### × ごみステーションに出せないもの

品目	処理方法
大型ごみ	指定ごみ袋に入らないものは、大型ごみになります。月1回、地区毎に戸別収集していますので、専用ダイヤル ☎ (23) 2 6 8 5 に申し込んでください。
使用済み小型家電	コミセンなどに設置している回収ボックスに投入してください（無料）。
集団資源回収物	町内会、自治会などで回収しています。
家電リサイクル法対象品目	市では、収集・処理していません。 ・家電販売店、市の収集運搬許可業者に（有料）収集の依頼をしてください。 ・家電リサイクル料金を振込後、自分で直接、指定引取所に運んでください。
バイク、タイヤ、バッテリー、消火器など	市では、収集・処理していません。販売店などに依頼してください。

ごみステーションの管理は、町内会や共同住宅の管理会社などが行っています。ごみを出すときのルールを守り、みんなできれいに使いましょう

## 在宅医療廃棄物

医療から出る廃棄物のうち、感染性のある廃棄物は特別管理産業廃棄物として処理されますが、病院や医師から処方される糖尿病のインスリン自己注射などの在宅自己療法は在宅医療と呼ばれ、このときに出る在宅医療廃棄物は、危険性や感染性がないことを前提に家庭廃棄物として



排出することができます。

市は、医療機関の判断や患者への指導により、注射針のような鋭利なものは医療機関が回収し、それ以外の危険性がない在宅医療廃棄物は、すべて「燃やせるごみ」として、環境センターで焼却処分することとしています。

## ■在宅医療廃棄物の出し方

注射器や刺さる危険のないペン型自己注射器、プラスチック類などの在宅医療廃棄物は、衛生上の観点から焼却することとしています。

散乱しないように硬めのペットボトルや牛乳などの紙パックに入れ、「キケン」と表示し、「燃やせるごみ袋」に入れて、ごみステーションに出してください。



キケン

プラスチック製容器包装、4種資源物は作業員が手選別で作業を行っています。在宅医療廃棄物が混入して散乱すると大変危険です。

※在宅医療廃棄物は、プラスチック製容器包装または4種資源物には出さないでください。

「燃やせるごみ袋」以外の袋で出され、環境センターのごみ処理場で発見された在宅医療廃棄物。

■注腸用液剤（未使用）

※使用していない、注腸用液剤や安全な注射針などの「未使用な在宅医療廃棄物」を処分するときも、使用済の在宅医療廃棄物と同様に「燃やせるごみ袋」に入れて出してください。

■安全な注射針（未使用）

※中の薬液は、ごみとして出す前に処分してください。